

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）附則第七条第二号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類を定める告示

（平成二十九年三月三十一日経済産業省告示第九十号）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）附則第七条第二号及び第四号の規定に基づき、経済産業大臣が別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）附則第七条第二号に規定する別に告示する一般送配電事業者及び再生可能エネルギー発電設備の種類は、次のとおりとする。

一般送配電事業者	再生可能エネルギー発電設備の種類
北海道電力株式会社	風力発電設備

2  
改正省令附則第七条第四号に規定する別に告示する一般送配電事業者は、北海道電力株式会社とする。